

# 日本ボンド磁性材料協会

## 規 約

### 第一章 総 則

#### (名 称)

第1条 本会は、日本ボンド磁性材料協会と称する。  
英文名は THE JAPAN ASSOCIATION OF BONDED MAGNETIC MATERIALS と称する。  
英文略名は「JABM」とする。

#### (事務所)

第2条 本会の主たる事務所は東京都内に置く。

#### (目 的)

第3条 本会は、ボンド磁性材料工業技術の改善発達を図り、もって世界のボンド磁性材料関連業界の健全なる発展に寄与することを目的とする。

#### (事 業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 国内、国外のボンド磁性材料に関する調査統計、情報収集及び普及啓蒙振興
- (2) 工業協会誌及び技術誌の発行
- (3) ボンド磁性材料用原材料、副資材、金型、測定機器、加工、応用に関する情報収集
- (4) 研究の充実を図るための活動、海外研究機関との交流
- (5) 関係官庁並びに国内外の関係団体との交流及び協力
- (6) 会員相互の親睦を図る事業
- (7) 見学会、講演会並びに講習会の開催
- (8) 生産及び経営に関する技術の研究及び調査
- (9) 技術及び学術の指導及び奨励
- (10) 国際見本市、展覧会等の開催又は参加
- (11) 指導、普及等に必要施設の設置及び運営
- (12) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### 第二章 会 員

#### (種 類)

第5条 本会の会員は正会員、賛助会員、個人会員、国際会員及び名誉会員の5種とする。

- (1) 正会員は、ボンド磁性材料用の原材料、及びそのボンド磁性材料とその応用製品の製造販売事業を営む法人とする。正会員は第一部会（原材料の製造事業者）、第二部会（ボンド磁性材料とその応用製品の製造販売事業者）よりなる。
- (2) 賛助会員は第三部会とし、前項に該当しないもので、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人とする。賛助会員は資本金によりAグループ、Bグループに分ける。Aグループは資本金1千万円以上、Bグループは資本金1千万円未満とする。
- (3) 個人会員は、国内外を問わず、次に掲げる者とする。

- ア. ボンド磁性材料の原料、製品の販売、加工または販売の業に従事する者
  - イ. ボンド磁性材料を使用する産業に従事する者
  - ウ. ボンド磁性材料に関連する機械、器具、装置及び金型の製造または販売の業に従事する者
  - エ. ボンド磁性材料工業技術に関する学術、試験、研究等の職にある者
  - オ. その他ボンド磁性材料技術に関心を有する者
  - カ. 正会員、又は賛助会員に該当する法人に所属する個人は除く  
但し、すでに正会員、又は賛助会員にその法人が入会している場合はこの限りではない。
- (4) 国際会員は、ボンド磁性材料関連の業務に携わる外国または外国資本系列の法人とする。
  - (5) 名誉会員は、本会に係わる功労者または学識経験者とする。
  - (6) 上記の会員の資格については理事会で都度審議する

#### (入 会)

第6条 本会の会員となることを希望するものは、所定の入会申込書を提出し、理事会の審議を経て、理事会の承認を得なければならない。ただし、名誉会員は、理事会の推薦により、理事会の同意を得てなることができる。

#### (入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、個人会員は入会金を除外し、名誉会員は入会金及び会費を除外する。

#### (議決権)

第8条 正会員及び賛助会員A、賛助会員B、並びに国際会員は、総会において各1個の議決権を有する。

#### (退 会)

第9条 会員が本会を退会するときは、所定の退会届けを会長に提出しなければならない。

#### (会員権の停止及び除名)

第10条 会費を滞納した会員は、理事会の議決をもって会員権を停止することができる。本会の規約に違反し、本会の名誉を毀損する行為をなした会員は、総会において出席構成員の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

### 第三章 役員

#### (種類及び定数)

第11条 本会は次の役員を置く。

- (1) CEO 1人以内
- (2) 会長（代表） 1人
- (3) 副会長 2人以内
- (4) 専務理事 1人
- (5) 理事 13人以内
- (6) 監事 2人以内
- (7) 評議員 13人以内
- (8) 顧問 若干名

#### (構 成)

第 12 条 会長は総会及び評議員会座長を務める。

#### (選 任)

第 13 条

- (1) 評議員は正会員、賛助会員 A、賛助会員 B、国際会員、個人会員および名誉会員のうちから理事会で、推薦し総会の承認を得て選出する。
- (2) 会長は、会員の中から理事会が推薦し、総会の承認を得て選出する。
- (3) C E O 及び顧問は会員の中から必要に応じて会長が指名し、理事会の承認を得る。
- (4) 副会長は会員の中から必要に応じて、会長が指名する。
- (5) 理事及び監事は、総会において、会員の中から選出する。
- (6) 専務理事は理事会で会員以外より推薦し、総会の承認を得て選出する。

#### (職 務)

第 14 条

- (1) C E O は会長を補佐する。
- (2) 評議員は評議員会を構成し、理事会に対し適宜に助言をなす。
- (3) 会長は本会を代表し、業務を統括する。
- (4) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (5) 専務理事は会長を補佐し、事務局業務を統括する。
- (6) 理事は、会長、副会長、専務理事と共に理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- (7) 監事は、監事会を構成し、会務及び会計を監査する。
- (8) 顧問は会の運営に対して意見を述べる。

#### (報 酬)

第 15 条

- (1) 役員は無報酬とする。ただし、常勤の専務理事兼事務局長については、理事会の同意を得て、報酬を支給することができる。
- (2) 講演会、講習会等を開催するに当たり講師に報酬を支給することができる。

#### (任 期)

第 16 条

- (1) 会長及び副会長の任期は 2 年とする。但し再任は妨げない
- (2) 会長及び副会長を除く役員の任期は 1 年とする。但し再任は妨げない。

## 第四章 会 議

第 17 条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

#### (総 会)

第 18 条

- (1) 総会は、正会員及び賛助会員 A、賛助会員 B 並びに国際会員をもって構成し、毎事業年度の開始後 7 5 日以内にこれを開催する。
- (2) 次の事項は総会の議決を経なければならない。  
ア. 事業計画及び収支予算

- イ. 事業報告及び収支予算
- ウ. 規約の変更
- エ. 会の解散
- (3) 総会は会長が召集し、会長が議長を務める。
- (4) 総会を召集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開催日の10日前までに通知しなければならない。
- (5) 総会は構成員の2分の1以上の出席により成立し、議事は出席構成員の過半数の同意でこれを可決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- (6) 総会に、出席できない構成員は、予め通知された事項について書面又は代理人をもって、表決権を行使することができ、これを出席議決権とみなす。
- (7) 臨時総会は、理事会が必要と認めた時、又は構成員の3分の1以上から請求があったとき、これを開催する。
- (8) 総会の議事については、別に定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (9) 議事録には、議長及び出席した構成員のうちから、その会議において選任された議事録署名人2人以上押印しなければならない。
- (10) 個人会員は総会に出席して発言することが出来る。ただし、表決権は有しない。

#### (理事会)

##### 第19条

- (1) 理事会は、理事及びCEO、顧問をもって構成し、会長が必要と認めたとき、又はその構成員の3分の1以上から請求されたとき、会長が召集し、これを開催する。
- (2) 理事会は、本会の運営に関して審議決定する。
- (3) 理事会は、構成員の2分の1以上の出席により成立し、議事は出席構成員の過半数の同意でこれを可決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- (4) 前条第4項及び第6項の規定は、理事会について準用する。
- (5) 前条第8項及び第9条の規定は、理事会について準用する。

## 第五章 資産及び会計

#### (資産の構成)

##### 第20条

- (1) 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - ア. 入会金収入
  - イ. 会費収入
  - ウ. 寄付金品
  - エ. 事業に伴う収入
  - オ. 財産目録に記載された財産
  - カ. 資産から生じる収入
  - キ. その他
- (2) 本会の資産は、一般会計と特別会計とし、特別会計は「bond磁性材料振興基金」とする。

#### (経費の支弁)

第21条 本会の事業遂行に要する経費は、資産をもって支弁する。

第22条 会員が本会の要請により業務を行なう場合実費を支弁する。

### (資産の管理)

第 23 条 本会の資産は、会長が管理しその管理方法は理事会の議決による。

### (事業年度)

第 24 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

### (資産の返却)

第 25 条 本会の資産は、当協会が何らかの事態で解散せざるを得ないときは、その時点での資産として、それぞれの会員に返却する。返却内容については理事会にて検討するものとする。但し、個人会員は返却対象から除外する。

## 第六章 補 則

### (部会及び委員会)

第 26 条 本会は、理事会の議決を得て、部会及び委員会を設けることができる。

### (事務局)

第 27 条

- (1) 本会に事務を処理するための事務局を設け、所用の職員をおくことができる。
- (2) 本規約に定めてあるもののほか、本会に関して必要な事項は理事会の議決による。

付 則 本規約は 1997 年 6 月 12 日から実施する。

改 廃

- 1) 1999 年 6 月 4 日改訂 (会員、会費の一部改定)
- 2) 2001 年 6 月 8 日改定 (第二章個人会員資格他 3 項目追加)
- 3) 2005 年 6 月 3 日改定 (役員選任第 13 条 (2) (3) (4))
- 4) 2006 年 6 月 2 日改定 (第一章本会名称変更、第三章役員の種類追加、第三章第 15 条報酬追加、第五章第 21 条第 22 条経費の支弁追加)
- 5) 2008 年 6 月 6 日改定 (役員選任第 13 条 (1) 評議員の資格と人数改定)
- 6) 2013 年 6 月 7 日改定 (入会第 6 条一部改定)
- 7) 2019 年 6 月 14 日改定 (役員選任第 13 条 (改定改定、報酬第 15 条 (2) 追加)

## 入会金及び会費規則

### (趣 旨)

第1条 この規則は、日本ボンド磁性材料協会（以下「本会」という。）の第一章総則第7条に基づき、会員の納付すべき入会金及び会費に関し以下の事項を定める。

### (入会金)

第2条

- (1) 本会に入会しようとする者は、入会に際し次の入会金を納付する。
- (2) 正会員及び賛助会員A、賛助会員B、並びに国際会員は登録1社につき5万円とする。

### (会 費)

第3条

- (1) 正会員会費は年額20万円とする。
- (2) 賛助会員Aの会費は年額12万円とする。
- (3) 賛助会員Bの会費は年額6万円とする。
- (4) 個人会員会費は年額1万円とする。
- (5) 国際会員会費は年額20万円とする。

### (会費納付期限)

第4条 会員は、本会の要求に基づき、1年分の会費を本会の事業年度の開始60日以内に納入しなければならない。ただし、期の途中で入会した会員の会費（個人会員は除く）は入会後の四半期ごとに応じた額とし、入会と同時に納入しなければならない。

第5条 納付された入会金及び会費は返還しないものとする。

付則 本規則は、1997年6月12日より実施する。

1999年6月4日 会員、会費一部改定

2013年6月7日 第4条一部改定